

令和5年度射水市福祉有償運送運営協議会議事要旨

- 1 開催日時 令和5年11月22日(水)午後2時～午後3時20分
- 2 開催場所 救急薬品市民交流プラザ 研修室
- 3 出席者
 - 〈委員〉 平野委員、稲積委員、村中委員、上野委員、釣谷委員、石橋委員
廣井委員、小見委員
 - 〈オブザーバー〉 今井(代理:棚田)オブザーバー
 - 〈事業者〉 特定非営利活動法人ふらっと 宮袋理事長
 - 〈事務局〉 轟福祉保健部次長、竹内社会福祉課長、種村係長、油谷主査

【次第】

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 副会長の選出
- 4 報告事項
- 5 閉会

【議事要旨】

《副会長の選出》

村中委員が選出され、委員全員の承認を得た。

《報告(事務局説明項目)》

- ・射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

資料1

- ・令和4年度特定非営利活動法人ふらっと福祉有償運送実施状況

資料2

《報告事項の質疑応答内容》

委員：タクシー事業者は待遇改善を目的として、9月11日に運賃改定を行った。燃料費、原材料費などの減価が上がっている中、ふらっとは、対価の引き上げを考えているのか。

事業者：対価の引き上げは行いたい、ふらっとの利用料金の改定は法人の総会で諮って協議を行い、その後、福祉有償運送の利用料金の変更を提案することになる。最近の燃料費高騰の状況から、引き上げは必要だと思っている。

委員：福祉有償運送車両の各々のキロ数を明確にして燃費も考えて試算を行い、料金を上げるか下げるか検討することが必然的だと思うので、そのあたりを精査して

いただきたい。タクシー事業者は非常に厳しい運行管理体制を強いられている。ふらっとも、運行管理体制をしっかりとってほしい。

委員：運転者数が全くわからない。誰が運転手として任命されているのか。飲酒管理も必要である。運行管理責任者と代表者が、そのあたりを管理してほしい。他市の資料を見ると、事故発生時の管理体制などが協議・記載されている。射水市でもしっかりと対応していただきたい。

委員：事業者は運行管理体制を整備して、安全面の確保をお願いしたい。対象者 733 名のところ、令和 4 年度の登録者数 68 名であり、令和 2 年度以降横ばいである。登録者が増えない理由はなにか。

事業者：ふらっとの利用者は、障害福祉サービスや介護保険サービスに付随した送迎サービスを利用している。

福祉有償運送の利用者の多くは、特別支援学校等からふらっとまでの利用となっている。対象者は毎年増減があるものの、全体的にはあまり変わらない。また、重度の障がいのある利用者も多く、輸送人数を増やせない。車両登録数が 3 台から変わっていないことも登録者が増えていない理由と考えている。

運転協力者は現在 19 名である。運行責任者は 1 名であり、講習受講者を配置している。12 月に 4 名が講習を受講する予定である。今後の運行は、現状維持になる見込みである。

委員：最近、ライドシェア問題の報道が盛んに行われている。いわゆる自家用有償運送が国会でも論議されている。ふらっとは、運行管理のほか、整備管理者において車両整備もされていると認識している。

当事業所では、今年度の 7 月から UD タクシーを本格的に稼動し、12 月からもう 1 台導入予定である。また、ユニバーサルドライバーも専属で運行する予定にしている。利用者は増えており、1 台では足りない感じになってきている。

市は、知的障がい者、身体障がい者の登録者についてどのように考えているのか。対象者の介助の必要性などある程度の基準を設けていると思うが、障がい者の高齢化の問題もある。対象範囲は、タクシー事業者と福祉輸送事業者それぞれ分ける必要があるのではないか。

事務局：市の福祉有償運送の対象者は療育手帳所持者としているが、事業者の現在の運行体制から考えると、現在の登録者数から拡大することは難しいと思われる。対象者の範囲については、運行体制が確保できるかどうかも含めて、協議会で検討していく。

委員：タクシー事業者が輸送できると考えている障がい者の範囲を教えてください。

委員：当事業者の運転手のうち、ホームヘルパー2級などの資格を持っているのは現在5名である。障がい種別は関係なく、輸送できると考えている。具体的には、ある事業所の知的障がい者、精神障がい者の朝夕の送迎や、要介護状態にある酸素吸入が必要な方の輸送のほか、病院の付き添い等についても、送迎料金のみで行っている。別料金は請求していない。

ふらっとが行っている福祉有償運送は、現状のままで構わないと考えている。ただ、利用者は運賃の安い事業者を選択すると思う。

市は車いすタクシー利用券など高齢者の外出支援に関する様々なサービスを実施している。障がいのある方は、障がい者割引制度も活用しながらタクシーの利用を考えていただきたいと思っている。

委員：タクシー券やガソリン給油券の交付による助成制度により、移動が困難な方のタクシーの利用が広がる可能性がある。

今後の移動対策や展望について、市は意見があるか。

事務局：市は、福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券、高齢者等車椅子対応タクシー券、移送サービス制度の実施により、障がい者の移動支援を行いたい。

現在、タクシー券の交付率は約85%だが、近年の利用率は交付者の約6割で推移をしており、利用されていない方がいる。利用しやすい方法について案内できないかと考えている。

ガソリン券は、交付を受けた方はほぼ利用されている。燃料価格の高騰により、近年はタクシー券ではなく、ガソリン給油券の交付を希望される方が増えている状況がある。

ガソリン給油券は、車を運転できるご家族がいる場合は支援となるが、そうした方が周囲にいない場合は、別の支援が必要である。タクシー等による移動支援も含め、他にどのような支援が必要か、今後、研究していきたい。

委員：障がいのある家族がおり、タクシー利用券の交付を受けている。一人で移動できないので、タクシーを利用するときは付き添いが必要である。行きはタクシー利用券を利用できるが、帰りは利用できないため使いにくい。例えば、付き添いが必要な場合には、付き添い者の帰りの運賃が無料となるようなメリットがあれば、タクシー利用券は使いやすくなるのではないか。

また、市の福祉有償は、ふらっとの登録者が利用できるが、身体障がい者は対象外となっている。市全体の身体障がい者ではなく、ふらっとを利用している

療育手帳所持者だけでなく、身体障がい者も対象者とすることはできないか。

事務局：事業者からも稲積委員からも同様の要望を受けている。事業者は、重度の身体障がい者、車椅子利用の方や、日中一時支援事業の利用者からの移動支援のニーズに対応できるよう、対象者を身体障がい者へ拡大することを要望している。

移動が困難な方への支援に対する要望は、障がい者団体からも毎年受けているが、現行の福祉有償運送は、車両 3 台、運転手 19 名の運行体制で行われているが、身体障害者、車椅子利用者へ対象者の拡大にした場合、事業者の安全な運行体制確保の確認が必要である。

市は、対象者の拡大を行う場合、公平性の観点から、対象者へ広く周知をする必要があると考えている。これまで一般のタクシーを利用された方が利用料金の負担が少ない福祉有償運送の利用を希望する方が増えることが予想され、現在の事業者の運行体制では、利用希望者の要望に対応できないのではないかと。対象者をふらっとの利用者に限定することは、公平性の観点から難しい。

委員：この件は協議事項ではないが、事業者のニーズを共有するために事務局から説明がされた。多くの市民がより外出できるようにするためにはどのような支援制度が必要となるのか、別の協議の場で検討していくことになると思う。

委員：対価的な問題として、料金負担が少ない制度の利用を希望する人は多いと思う。タクシー事業者は、移動困難な車椅子利用者に対応することはできるが、運転手が変わると対応が難しい方もいるのではないかと感じている。

委員：障がいも身体の状態や知的のこだわりなどがある人は、慣れた人以外の対応が難しい場合もある。

委員：対応が難しい方への対応は福祉有償運送事業者の方が慣れている。
タクシー事業者は、その分野にはなかなか踏み込めない。
障がいの軽い方への移動支援は、タクシー事業者で対応できる。

委員：例えば、支援学校のスクールバスの場合は利用者の座席をあらかじめ決めておく必要がある。また、運転手が変わると落ち着つかない方がいるかもしれない。事業者は、そうした全てのニーズに答えられないと思う。
利用者には選択の自由がある。利用者が、タクシー事業者を使うか福祉有償運送事業者を使うかを決めるので、選んでもらうためにタクシー事業者は付加価値をつける必要があると考えている。料金、対価は非常に厳しい問題である。

福祉有償運送事業者は具体的な料金体系を開示していただきたい。その中でタクシー事業者はどうやっていくか考えていく必要がある。

この先、ライドシェアや福祉以外の有償運送などの参入が見込まれるので、こうした問題を様々な場で協議をして進めていかないといけないと思っている。

現在、市から委託を受けて、小杉地区で「のるーと」という AI デマンドバスの運行を行っており、約 800 名弱の利用者の登録がある。先日、話せない方が乗車されたが、同乗されたご家族の支援を受けながら利用することができた。1 回 200 円、1 日 300 円と対価が安い方法を活用することで、射水市全体の公共交通がより構築され良くなっていくのではないかと。障がいの軽い方は、もっと利用していただきたい。

市内のタクシー事業者だけで何千人もの対象者を輸送することは難しい。いろいろな公共交通の在り方をこうした協議会で話し合っていけばよいのではないかと。

委員：福祉有償運送事業者からの要望について確認したい。

当初は送迎加算などの制度がなく、ふらっとのサービスはこの福祉有償運送を使って送迎を行ったことが始まりだと認識している。その後、この協議会において、ローカルルールを撤廃するため、同乗できることやセダン型の利用、料金についても様々なことを協議してきた。

現在、身体障がい者の方を対象にする要望が挙がっているが、資料 2 にあるとおり、療育手帳所持者のうち、福祉有償運送に登録している方は市全体の 6.7%、登録者 68 名のうち、射水市の方は 49 名であることからより少ない状況である。

福祉有償運送は、一つの事業所のサービスではない。この福祉有償運送を充実させるのであれば、市は、登録者以外の療育手帳所持者の方へ、市内に福祉有償運送を行う事業者があり利用できることを案内し、その運行状況を見た上で、身体障がい者へ範囲を広げられるかどうかを判断すべきではないかと。

日中一時事業を利用する重度の身体障がい者の送迎のために福祉有償運送の対象者を拡大することは、福祉有償運送の本来の考え方とは少し異なるのではないかと。まず、療育手帳所持者の多様な利用の仕方を検討し、その上で身体障がい者へ広げていくということなども検討いただきたい。

委員：対象者の範囲を拡大する前に、療育手帳所持者の利用者を広げる方が先ではないかという意見である。

事業者：事業開始から年月が経過しているが、これまでに事業開始を希望する相談を何件か受けている。事業開始に至らない理由は、対象者の範囲である。

福祉有償運送は個別サービスであり、集団で移動する場合はタクシー事業者を利用するなど、使い分けを行っている。

ふらっとの利用者は多様である。知的の遅れや発達障害が疑われる身体障がい者、自ら動ける医療的ケア児は福祉有償運送を利用できる対象者ではないため、無償で運行するか、家族が送迎することになる。

このニーズについては別の協議会で協議することかもしれないが、この制度の対象者を広げたいと考えている。医療的ケア児の体調面や行動面を考えると、タクシー利用はなかなか難しいのではないかと。起立性調節障害のある不登校児の移動支援の相談を受けているが対応できない。

制度からはじかれる人の移動を保証するため、対象者の幅を広げてほしい。対象者の幅を広げても、タクシー利用者を奪う規模にはならないと思う。

また、具体的な運行に関するデータ提供は、必要に応じて対処する。

委員：日中一時支援事業の利用者と福祉有償運送について教えてほしい。

事業者：日中一時支援事業は障がい福祉サービスの送迎加算の対象外のため、療育手帳所持者の送迎は福祉有償運送で対応できるが、それ以外の方は対価をいただくと白タク行為に該当するため、福祉有償運送で対応できない。所持する手帳で送迎料金が異なる。

委員：障がい者の世界では、本人の環境を変えないようにバスの席を決めるなど、配慮が当たり前になっていることがある。

福祉有償運送の対象者をふらっとを利用している身体障がい者の方に限定して拡大することは、公平ではないため難しいかもしれないが、市内の事業者がふらっとのみであれば問題ないのではないかと感じたので、一つの意見として伝えたい。

事務局：福祉有償運送事業は市が対象者を定めて行う事業であり、一事業所の利用者を限定して実施するものはないと考えている。この事業は、事業所からの要望に応えて開始されたと認識しているが、対象者を拡大する場合は、公平性の観点から、事業者が運営する事業所の利用者に限って進めるということは難しいと考えている。

現在の対象者、療育手帳所持者に対して、ふらっとを利用していない方のニーズがあった場合、ふらっとが対応できるかどうかについて、まず確認したい。

福祉有償運送の新規参入に関する相談は、現時点では市で受けていないが、随時、対応してまいりたい。

委員：タクシー事業者の方から新しい運営方針などを聞き、射水市内の移動が活発になっており喜ばしいと感じている。この件は、非常に難しい問題であり、タクシー事業者と福祉有償運送事業者双方が納得できる整理・解決は、今日にはできないと思う。

市は、ふらっとからの要望に応えても対象者の拡大にはならず、この事業を対象者へ周知した場合、現在の運行体制では対応できないことを懸念しているのではないかと。時間をかけて、お互いが安全運行できる方法、すみ分けについて検討していく必要があるのではないかと。

他市の取組み状況を参考に、市の取組みの拡大へつなげてほしい。

委員：移動の円滑化を検討する必要性は認識している。

しかし、タクシー事業者とふらっとの運営組織は全く違う。我々タクシー事業者は、会社として利益を出していないといけない。

この違いをどのように考えていくかが一番大事である。

双方が対象者について情報共有し、利用者の状態に応じて福祉有償運送かタクシーの利用することとした場合、料金の差額が必ず生じてしまう。その差額の負担者について、話し合って決めていかなければいけないと考えている。

委員：貴重な意見をいただいた。今後時間をかけてこの問題に取り組んでいく必要がある。